

京丹後市入札監視委員会(令和元年度第1回) 議事概要

開催日時	令和元年7月23日(火) 午後1時30分～午後4時00分	
開催場所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 15号館2階N205 遠隔講義室 (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため2会場となる。	
出席委員氏名(職業)	委員長 田辺 保雄(弁護士) 委員 角田 暁治(京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委員 村尾 慎哉(公認会計士)	
議事概要	1 開会あいさつ(中西総務部長) 2 委員長の選出 3 報告事項 (1) 舗装工事に係る入札等の状況について 4 議事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 5 次回抽出委員の選出 田辺委員長を選出(五十音順で持ち回り) 6 次回開催日程の調整 7 その他 8 閉会あいさつ(中西総務部長)	
審議対象期間	平成30年10月1日～平成31年3月31日	
抽出案件	総件数 6件	(備考) 対象件数 104件
一般競争入札	3件	
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	—	
随意契約	3件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、業者選定の際に、市内に本店を置く業者が限られてくる場合、競争原理が働くような選定基準の見直しが必要なのか検討していただきたいこと。 予定価格と落札価格が大きく乖離する場合の検証手続きが必要でないかどうか検討していただきたいこと。 災害復旧工事が多く、なかなか応札いただけない状況の中で	

も、入札が適正に行われるような仕組みを検討していただく段階になっており、資格要件を地域的に広げるなど、競争原理が働くような方法を検討していただきたいこと。また、災害時で市内業者の方では手一杯だという状況が確認できる何らかの方法を講じていただきたいこと。

最低制限価格での応札が多く発生する工種がいくつかある中で、最低制限価格の設定がこれまでの方法でいいのかどうか検討していただきたいこと。

別紙

「3 報告事項」関係

1 舗装工事に係る入札等の状況について

- ※ 平成30年度第2回入札監視委員会の審議案件において、委員から要望があり、舗装工事の応札価格が予定価格と最低制限価格に二分されている状況について、指名競争入札のやり方に弊害がないかどうか問題の有無を報告したものの。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約の相手方について (1)</p> <p>平成30年度の契約の相手先は、前2年間に比べると新しい相手先だが、その要因は何か。</p>	<p>市内の指名業者数が増えており、入札額が同額で抽選となった結果、以前は受けていなかった業者も受注されてきたためです。</p>
<p>○ 指名業者数について (1)</p> <p>指名業者数が30年度は12で、それ以前はもっと少ない。12に増やしたから新しい相手先も契約できるようになったということか。</p>	<p>舗装工事については、指名選定の条件として、アスファルトプラントを所有しているか、または舗装用専用機械を持っていることを条件としており、29年度に入ってからアスファルトフィニッシャーを自社で所有する業者が増えてきた関係で、指名の業者数が増えてきています。</p>

「4 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 平成30年度 市道呉服二箇前川原線道路維持工事… 一般競争入札

- ※ Bランクで落札率が100%である案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 工事内容の比率について (1)</p> <p>舗装工と路側工の予定価格の比率は何対何か。</p>	<p>比率についてはすぐにはわかりませんが、直接工事費に対しての金額のウェイトの大きい方、例えば舗装工が大きければ、舗装工事になり、今回は舗装以外の路側工のウェイトが大きかったことから、道路維持工事としています。</p>
<p>○ 落札率について (1)</p> <p>舗装については以前から最低制限価格での入札が多く、今回も舗装は含まれているのに、落札率は100%となっている要因は何か。</p>	<p>入札にエントリーしていただいた業者が6者あり、その内3者に札を入れていただきましたが、考えられることとしては、前年度からの災害復旧工事をしていただいている中で、さらに台風が直撃して大変な被害があった時期とも重なり、入札意欲の関係でこのような結果になったと考えています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 入札価格について (1)</p> <p>3 者の入札金額では差が出ているが、最低制限価格や予定価格の算定は難しい工事なのか。</p>	<p>舗装工、路側工、側溝工であり、一般的な土木工事の内容ですので、通常でしたら簡単に積算ができる内容だと思います。</p>
<p>○ 入札価格について (2)</p> <p>落札されなかった 2 者は最初から落札するつもりはなかったと考えられるのか。</p>	<p>正確にはわかりませんが、そのように想像しています。</p>
<p>○ 落札額について (1)</p> <p>落札率 100%で落札されているが、予定価格と同額で積算することは可能なのか。</p>	<p>情報公開制度により設計書を出していますので、通常の土木工事の内容でしたら、積算は容易だと思います。</p>
<p>○ 辞退理由について (1)</p> <p>辞退された理由はヒアリングしているか。</p>	<p>担当課の方ではしていません。</p>
<p>○ 辞退に至る経過について (1)</p> <p>入札にはエントリーするけれども辞退されるのはどういうことか。</p>	<p>入札公告に対して、参加意欲のある方が参加申請をされて、その後に入札の札を入れずに辞退ということになります。</p> <p>推測ですが、台風が来る前に入札の手を挙げられて、最初は意欲があったけれども、その後に災害が起きてしまい、今抱えている現場等の関係もあって辞退されたのではないかと思います。</p>
<p>○ 入札参加者について (1)</p> <p>参加申請をすると、そのことは他の業者にも、どの業者が参加するかわかるようになっているのか。</p>	<p>自社が参加しているかどうかはかわからず、他にどこが参加しているかはわかりません。</p>
<p>○ 入札参加者について (2)</p> <p>土木工事のB等級の市内業者は全部で何者あったのか。</p>	<p>12 者です。</p>

2 平成 30 年度 京丹後市浄化槽設置工事その 23・・・ 一般競争入札

※ Cランクで落札率が 100%である案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 入札の必要性について (1)</p> <p>工事の内容としてかなり正確に金額が積算できる内容で、落札率も 100%になっている。このような工事は入札をする意味、最低制限価格を設定する意味はどのようなところにあるのか。</p>	<p>工事 130 万円以上は原則競争入札をしなければならないということが地方自治法施行令で規定されていますので、随意契約をする特別の理由がない限りは、入札をしていかなければいけないことになっています。</p>
<p>○ 入札参加業者について (1)</p> <p>資格要件を満たす業者は市内に何者あるのか。</p>	<p>C等級は 25 者です。</p>
<p>○ 入札参加業者について (2)</p> <p>資格要件を 25 者が満たすのに、なぜ 1 者しか入札に応じられなかったのか。</p>	<p>金額によって発注区分を分けており、この工事は 500 万円以下ということですので、管工事であればC等級で入札をするという市の方針でやっています。</p> <p>また、災害復旧の箇所が多く、管工事の有資格者の中でも土木工事の有資格者でもあり、別等級の下請け等で災害工事現場に入っている業者も多いことから、手元の人員等の関係もあり、この工事への応札を控えられたと推測しています。</p>
<p>○ 競争原理について (1)</p> <p>浄化槽工事は、ほぼ予定価格で落札となっているが、競争原理が働かない工事ということか。</p>	<p>浄化槽工事は、単価、数量等が事前に入手できる状態であり、容易に積算できる状況です。</p> <p>また、今回は災害復旧工事も多く、秋から冬にかけて、業者の手持ち工事が多かったため、無理をしてでも安い金額で受注したくないという心理が働いたものだと感じています。</p> <p>昨年度下半期でも同じ浄化槽工事については、87%ほどの落札率でしたので競争性は働いており、30 年度に限っては、災害等の特殊性で結果として高い落札率になっているということです。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 参加資格要件について（意見） 無理に工事をしてもらっている状況であれば、市内業者に限定する理由が薄れるため、資格要件を地域的に広げてよいのではないかと感じる。</p>	
<p>○ 発注計画について（1） 継続して行っている事業だが、発注の時期や量を示した計画はあるのか。</p>	<p>以前は年に1回、次年度の浄化槽工事の取りまとめをしてから計画的に施工していましたが、うまく回らなかったため、現在は随時、浄化槽設置工事の受付をして、施工箇所をある程度まとめてから入札しているという状況です。</p>
<p>○ 発注計画について（2） 家の建て替え等の工事が発生する時に合わせて施工するということか。</p>	<p>はい。そういうことですので、期限が限られた工事であり、建築業者やリフォーム業者との調整もある工事ということです。</p>
<p>○ 応札者数の予測について（1） 業者の手持ち工事数を市の方で把握して、応札される予測は立たないのか。</p>	<p>一般競争入札なので、何者が応札いただけるかはわかりません。 また、災害復旧工事を入札公告しても応札いただけない状況があったため、建設工事の組合、団体等に状況等を聞かせていただいたところ、京丹後市が発注する以外の工事も多く受注されており、どこの業者も災害復旧の関係で手がいっぱいだという事はお聞きしています。</p>

3 網野地区管渠布設工事その46・・・一般競争入札

※ 同種工事がいずれも抽選となっている案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 入札価格について（1） 入札額は高い精度で積算できて、仕事を取りたいということで、最低制限価格での抽選になったという理解で良いか。</p>	<p>そう分析しています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 入札時期について (1)</p> <p>開札が今年の 2 月 21 日だから、災害復旧等が一段落して年度末で仕事をもっと取りたいという時期に入ったということか。</p>	<p>下水道の工事は、少し特殊なところがあり、利益率が高い工事というふうに業者からお聞きしていますので、他の工事が多く出ている状況であっても、入札いただきやすい工事だとお聞きしています。</p> <p>また、29 年の災害復旧工事は、予算の仕組み上、必ず 30 年度内に完了しないと、指名停止等のリスクも考えられることもあり、敬遠される要因であったとお聞きしています。そこに重ねて 30 年の災害を受けたために、業者の方については相当の苦勞をされている中で、災害復旧工事をいただいている状況でした。そのような中でこの下水道工事については、工期的に十分あること、下水道の推進への協力姿勢が見られたこと、年度末までの完了が困難なこの時期は災害復旧の発注も少なかったことなどが重なって、受けていただけたと推測しています。</p>
<p>○ 利益率について (1)</p> <p>利益率が高くなる理由は何か。</p>	<p>利益率が高いとお聞きしていますが、その原因は分析できていません。</p>
<p>○ 入札額の特徴について (1)</p> <p>管渠布設工事は、最低制限価格で並んで抽選になることが多いという印象か。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○ 入札額の特徴について (2)</p> <p>他に、最低制限価格で張り付いて抽選になる種類の工事はあるか。</p>	<p>舗装工事や水道工事も、最低制限価格での抽選が比較的多いと思います。</p>

4 平成 30 年度 (H29 年災) 丹後町 (532・52・535・555) 尾坂谷農地・水路災害復旧工事
…随意契約

※ 初度の一般競争入札において、入札参加者がいないため不調となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 (競争入札に付することが不利と認められるとき。) の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 見積業者選定について (1)</p> <p>見積は3者から取られているが、 どのような基準で選定しているのか。</p>	<p>一般競争入札を2回行いましたが、2回とも応札業者が なかったという状況になり、被災した箇所が京丹後市の丹 後町にありますので、丹後町のA・B等級の業者を選定し ました。それが3者だったということです。</p>
<p>○ 入札時の資格要件について (1)</p> <p>入札の時の資格要件に本店所在 地のことは記載がないが、前提とし ては丹後町に限ったのか。</p>	<p>入札は市内業者ということでした。</p>
<p>○ 辞退理由について (1)</p> <p>2者辞退されているが、どうい う理由かヒアリングしているか。</p>	<p>ヒアリングということではないですが、辞退という連絡 と届出をいただいて、その中で理由をお聞きしたところ、 現場の手持ちがいっぱいなので、現場代理人を配置するこ とができませんということで回答を得ています。</p>
<p>○ 他工事の発注状況について (1)</p> <p>8月の時点で災害復旧工事が多く 発注されていたということか。</p>	<p>8~10月に多く災害復旧工事も発注していましたし、手 一杯ということで、応札者がいなくて不調になったという 工事も多かったです。</p>
<p>○ 発注要件について (1)</p> <p>8月に1回目を、9月に2回目の 入札をしているが、要件は2回とも 同じ要件と内容だったのか。</p>	<p>1回目の入札では、工期完了を30年12月27日で発注し ております。それで、応札者がなかったので、2回目は工 期を31年3月28日に延ばして、入札を行いました。</p>
<p>○ 発注要件について (2)</p> <p>随意契約時の工期はいつまでだ ったのか。</p>	<p>2回目の入札と同じで3月28日を工期末にして見積依頼 をしました。</p>
<p>○ 完成時期について (1)</p> <p>工期通りに工事は完成したか。</p>	<p>一度、工期延長をして、31年5月9日に完成しました。</p>
<p>○ 工事の分割について (1)</p> <p>工事1、2、3を3つ一括で工事し ているが、災害復旧工事で忙しい中</p>	<p>3箇所とも1つの谷になっているため、一括工事発注し た方が、例えば敷き鉄板の運搬費が1回で済むなど、経済</p>

意見・質問	回答等
<p>で小さい工事の方が受注しやすいと思えるが、一括の方が合理的という判断か。</p>	<p>的でもあり、合理性を考えて一括発注しています。</p>

5 平成30年度京丹後市消防本部庁舎改修工事・・・ 随意契約

※ 初度の一般競争入札において、応札者全員が最低制限価格未満で失格となり、入札が不調となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合は予定期限内の完成が困難であることから、6号理由（競争入札に付することが不利と認められるとき）に基づき、随意契約を行った案件です。

意見・質問	回答等
<p>○ 最低制限価格について (1) 入札の時は最低制限価格があるが、随意契約のときはそのルールは適用されないのか。</p>	<p>随意契約の際には、他の工事にしても最低制限価格は設けていません。</p>
<p>○ 最低制限価格について (2) 随意契約で最低制限価格を設けないことは定めがあるのか。</p>	<p>工事については、予定価格と最低制限価格を設けて、その範囲内で決めることができると地方自治法上の規定で定まっていますが、随意契約についてはその規定がありません。</p>
<p>○ 不調となった理由について (1) 初度の入札において、最低制限価格をいずれも下回った理由は何か。</p>	<p>分析していないので、わかりません。</p>
<p>○ 有資格の業者数について (1) 資格要件を満たす建築一式工事のC等級の業者は何者あるのか。</p>	<p>14者あります。</p>
<p>○ 入札参加者数について (1) 入札参加者が少ない感じがするが、なぜ少なかったのか。</p>	<p>分析していません。</p>
<p>○ 最低制限価格について (3) 最低制限価格に対して、1割から</p>	<p>今回の積算の検証については行っていません。</p>

意見・質問	回答等
<p>2 割低い価格で入札されてきているが、積算自体の誤りがないか検証しているか。</p>	
<p>○ 最低制限価格について (4) 最低制限価格より低いために失格となり随契に移行しているが、随契になっても同じくらいの価格で契約しているということは、もともと最低制限価格を設ける必要がなかったのではないか。</p>	<p>工事の案件によっては、このようになるケースもあり、考えなければならぬと思いますが、積算が変わることにはならないです。</p>
<p>○ 最低制限価格について (5) この案件は最低制限価格を設けないといけない案件だったのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○ 随契前の値段交渉について (1) 随契での落札業者は、入札時には競争相手業者より高値で入札してきていたが、随契までの間に値段交渉のようなやりとりがあるのか。</p>	<p>やりとりはありません。 入札案件については、入札日の翌日正午に入札結果を公表していますので、入札参加者の入札価格は誰でも知ることができます。今回、同じ案件の見積依頼がきたときに、その入札結果を見て一番安い方の金額を確認した上で、それより低い金額を見積りされたのではないかと推測しています。</p>
<p>○ 随契の見積価格について (1) 随契で見積りをする場合、入札では最低制限価格未満で失格になっていても、それより安い金額を出さないと仕事をとれないという判断になるのか。</p>	<p>見積依頼の際に、見積依頼書の中に最低制限価格の有無を記載していますので、そこが無しと記載されていれば、受注意欲が働けば、入札時の結果の価格よりも安い金額を入れられる可能性はあると思います。</p>
<p>○ 随契の履行検査について (1) 入札時の最低制限価格以下で随意契約している場合、手抜き工事がされていないかのチェック体制は何か強化しているのか。</p>	<p>特段、随契の金額によって検査を強化するということはないです。検査については受注額に関わらず、設計図書に基づいて検査を行うこととなります。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 最低制限価格について (6)</p> <p>最低制限価格を設ける理由は、手抜き工事等がされるリスクを回避するためと理解しているが、どちらにしても正しく工事されているかをチェックできるのであれば、最低制限価格を設ける必要性がないと思う。</p>	<p>随契の場合にはないですが、品質確保の関係上、最低制限価格を設けるということが国の方針になっています。</p>

6 平成 30 年度久美浜処理区マンホールポンプ改修工事・・・ 随意契約

※ 同種工事が複数ある中で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 予定価格の算出について (1)</p> <p>予定価格は落札業者からの見積書によるものか。</p>	<p>見積は 1 者から徴取しまして、その参考見積を基に、設計書を作成しております。</p>
<p>○ 予定価格の算出について (2)</p> <p>落札業者のものしか使えないから随契になって、他社メーカーでは見積が出せないということは、特定業者の言い値で決まるということか。</p>	<p>1 者からの参考見積を徴取していますが、同様のマンホールポンプ等が市内には多数ありますので、他のところの価格等を参考にしながら、また値引き交渉等も事前に行っています。</p>
<p>○ 予定価格の算出について (3)</p> <p>1 者からの参考見積は落札業者からのもので、そこからさらに値引き交渉等があつて、落札された金額になっているということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○ 施工理由について (1)</p> <p>今回のポンプ改修は、故障によるものか、耐用年数の到来により更新するものか。</p>	<p>故障によるものです。</p>

意見・質問	回答等
○ ポンプの個数について (1) ポンプが設置されているマンホールは市内にどれくらいあるのか。	久美浜処理区においては、31 箇所です。
○ ポンプの更新頻度について (1) ポンプも耐用年数があり、定期的に更新すると思うが、どれくらいのタイムスパンで更新するのか。	目安としては、15 年経過したものを更新します。
○ 落札価格の妥当性について (1) ポンプ設備全体の金額に比べて今回のポンプの価格の妥当性はどうかを確認するのか。	他のところの同規格のポンプの価格を踏まえて適正かどうかを判断しています。
○ 他社メーカー製品との保有割合について (1) 久美浜で 31 箇所ある中で、他のメーカーのものを使っている割合はどれくらいあるのか。	久美浜処理区においては、他に 1 者あることは確認できていますが、他に何者あって比率がどれくらいかという資料を今は持ち合わせておりません。

「4 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
市内業者分は、なぜ工事続行不能になったのか。	廃業ということです。

2 談合情報対応状況の報告

内 容
今回はありません。